



■ 成果指標

指標	単位	現状値		実績値				目標値
				R4	R5	R6	R7	
1 LED照明を導入した公共施設数(累計)	施設	4	R2	7	44	68		70
2 環境保全協定の新規締結及び更新数(累計)	件	—	—	4	10	11		20
3 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	967	R2	928	883	861		910
4 ごみの資源化率	%	29.3	R2	28.4	27.3	26.3		34.0
5								
6								
7								
8								

■ 市民アンケート調査

項目		現状値 [R2]	1次 [R5]	2次 [R6]	市民アンケートの考察
1 地球環境保全の取組が充実している	重要度	1.21	1.26	1.19	令和5年度と比較すると、地球環境保全の取組みやごみの減量化などの取組みに対する重要度、満足度も低くなっている。双方の満足度を高めるためには、ごみの処理量を削減することで二酸化炭素排出量の削減につながるとともに、地球温暖化対策にも寄与することから、引き続き、市民、事業者等に対し、ごみの減量やリサイクルを促進するための環境教育や出前講座、様々な広報媒体による周知啓発に努める必要がある。
	満足度	0.06	▲0.02	▲0.16	
2 ごみの減量やリサイクルに関する取組が進んでいる	重要度	1.33	1.38	1.32	
	満足度	0.54	0.45	0.29	
3	重要度				
	満足度				
4	重要度				
	満足度				

■ 施策推進 [施策の方向]

施策の方向	施策推進に関する考察
① 高度な低炭素社会の構築	公共施設のLED化によりCO2排出量の削減に取り組むとともに、熱中症による健康被害を防止するため、市民の避難所として公共施設や民間施設の指定と周知を行った。
② 生活環境の保全	河川、ため池など環境測定を実施し監視に努め、新たに操業する事業所と環境保全協定の締結を行った。一方、自治会等の協力により市内の環境美化に努めた。
③ ごみの減量化とリサイクルの推進	食品ロスの削減やアプリを活用した不要品のリユース、パソコン等の宅配回収などの活用等により、4Rの協力を呼びかけるとともに、溶融飛灰の全量再資源化を図った。
④ 廃棄物処理施設の適正管理	廃棄物処理施設の長寿命化計画に基づき、主要な設備・機器を更新するとともに、最終処分場に埋め立てられたごみを掘起こし再処理を行った。
⑤	
⑥	
⑦	

総合評価

高度な低炭素社会の構築については、市環境未来創造会議等を開催し、第2次亀山市環境基本計画の推進に向けた方策の検討を行うとともに、公共施設のLED化を進めCO2削減に寄与した。また、野立て太陽光の設置件数の増加に伴い、地域住民と事業者とのトラブルを未然に防止するため、県に対し太陽光の適正導入に係る県条例制定の要望書を提出するとともに、関係部署の課題を抽出し、対応策について検討している。一方、気候変動に伴う熱中症特別警戒アラートが発令された場合に備え、市民が避難できるクーリングシェルターを指定した。生活環境の保全については、市内の河川やため池、工場などの水質や大気、騒音振動等の環境測定に加え、河川の有機フッ素化合物(P-FOS、P-FOA)の調査を実施し、監視に努めるとともに、市内企業1社と新たに環境保全協定を締結し、市民の生活環境の保全に寄与した。また不法投棄を未然に防止するため、早期発見・早期回収、監視/パトロールの実施、移動式監視カメラ設置等の対策を講じているが、依然不法投棄に苦慮している。一方で、市民、事業者との協働による一斉清掃や河川のクリーン作戦、ポイ捨てごみの啓発強化による環境美化活動を推進することができた。ごみの減量化とリサイクルの推進については、市民・事業者に対し、市広報や行政情報番組、出前講座による啓発やウェブ上の不要品買取サイトの運用、小型家電の宅配便回収等の促進に努めた結果、1人1日当たりのごみの排出量は減少し目標を達成したものの、資源ごみの民間の拠点回収の普及や民間事業者の活用により資源化率は減少した。廃棄物処理施設の適正管理については、溶融施設及び衛生公苑の長寿命化計画に基づき、大規模整備工事の実施により主要な設備・機器を更新し、施設の延命化に努めた。また、八輪衛生公苑最終処分場の埋立てごみの処理による環境負荷の低減や施設の延命化を図った。一方、ごみ処理施設について稼働終了を見据え、次期ごみ処理施設整備基本構想を策定するためのあり方の検討を進めた。不法投棄対策、ごみの資源化の促進等については、課題はあるものの、全体としてまずまず進んだ。

B

まずまず進んだ

今後の展開方針

高度な低炭素社会の構築については、引き続き、市民・事業者に対し、高効率な省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの利用を促進する。その一方で、野立て太陽光発電施設については、適正導入に係る対応策について引き続き検討を進める。また、生活環境の保全については、事業所との環境保全協定の締結に継続して取り組むとともに、引き続き、市内の河川、ため池、工場等の水質や大気等の環境測定を実施し監視に努める。さらに不法投棄対策として「市まちをきれいにする条例」の実効性を高めるため、条例の見直しを行う。ごみの減量化とリサイクルの推進については、市民・事業者に対し、引き続き、様々な広報媒体を通じて4R(フォーアール)を啓発するとともに、集団回収やICTの活用を通じて推進する。また、廃棄物処理施設の適正管理については、廃棄物処理施設長寿命化計画に基づき、主要な設備・機器を更新し、安定した操業に取り組むとともに、現ごみ処理施設の稼働終了を見据えた次期ごみ処理施設整備基本構想の策定及び現長寿命化計画の見直しを進める。